



金沢市公報

号外第38号の2

平成19年(2007年)12月19日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

(題字 山出金沢市長)

◎ 目 次	ページ	● 公営企業管理規程
● 規 則		○ 金沢市ガス供給に関する規程の一部を改正する規程 (企業総務課) 2
○ 金沢市地方競馬実施条例施行規則の一部を改正する規則 (農業総務課) 1	1	
○ 租税特別措置法に基づく優良宅地認定事務に関する規則及び租税特別措置法に基づく優良住宅認定事務に関する規則の一部を改正する規則 (建築指導課) 2	2	

規 則

金沢市地方競馬実施条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年12月19日

金沢市長 山 出 保

● 金沢市規則第80号

金沢市地方競馬実施条例施行規則の一部を改正する規則

金沢市地方競馬実施条例施行規則(昭和52年規則第2号)の一部を次のように改正する。

別表第1中第53号を第65号とし、第50号から第52号までを12号ずつ繰り下げ、第49号を第60号とし、同号の次に次の1号を加える。

(61) メトプロロール

別表第1中第48号を第59号とし、第47号を第58号とし、第46号を第56号とし、同号の次に次の1号を加える。

(57) 17α-メチルステロイド類

別表第1中第45号を第55号とし、第41号から第44号までを10号ずつ繰り下げ、第40号を第49号とし、同号の次に次の1号を加える。

(50) ベンゾジアゼピン誘導体

別表第1中第39号を第48号とし、第38号を第46号とし、同号の次に次の1号を加える。

(47) プロプラノロール

別表第1中第37号を第45号とし、第36号を第44号とし、第35号を第43号とし、第34号を第41号とし、同号の次に次の1号を加える。

(42) フルオキシメステロン

別表第1中第33号を第40号とし、第24号から第32号までを7号ずつ繰り下げ、第23号を第29号とし、同号の次に次の1号を加える。

(30) トレンボロン

別表第1中第22号を削り、第21号を第27号とし、同号の次に次の1号を加える。

(28) テルブタリン

別表第1中第20号を第26号とし、第12号から第19号までを6号ずつ繰り下げ、第11号を第16号とし、同号の次に次の1号を加える。

(17) サルブタモール

別表第1中第10号を第15号とし、第9号を第14号とし、第8号を第12号とし、同号の次に次の1号を加える。

(13) クレンプテロール

別表第1中第7号を第11号とし、第6号を第8号とし、同号の次に次の2号を加える。

(9) 10-オキソカンファー

(10) オクスプレノロール

別表第 1 中第 5 号を第 7 号とし、第 4 号を第 6 号とし、第 3 号を第 5 号とし、第 2 号を第 3 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

(4) イプラトロピウム

別表第 1 第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) アルプレノロール

附 則

この規則は、平成20年1月1日から施行する。

租税特別措置法に基づく優良宅地認定事務に関する規則及び租税特別措置法に基づく優良住宅認定事務に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年12月19日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第81号

租税特別措置法に基づく優良宅地認定事務に関する規則及び租税特別措置法に基づく優良住宅認定事務に関する規則の一部を改正する規則

(租税特別措置法に基づく優良宅地認定事務に関する規則の一部改正)

第 1 条 租税特別措置法に基づく優良宅地認定事務に関する規則（昭和58年規則第10号）の一部を次のように改正する。

第 1 条、第 2 条第 1 項、第 7 条、様式第 1 号及び様式第 5 号その 1 中「第31条の 2 第 2 項第14号ハ」を「第31条の 2 第 2 項第15号ハ」に、「第62条の 3 第 4 項第14号ハ」を「第62条の 3 第 4 項第15号ハ」に改める。

(租税特別措置法に基づく優良住宅認定事務に関する規則の一部改正)

第 2 条 租税特別措置法に基づく優良住宅認定事務に関する規則（昭和58年規則第11号）の一部を次のように改正する。

第 1 条、第 2 条第 1 項、第 3 条、第 4 条及び様式第 1 号中「第31条の 2 第 2 項第15号ニ」を「第31条の 2 第 2 項第16号ニ」に、「第62条の 3 第 4 項第15号ニ」を「第62条の 3 第 4 項第16号ニ」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公 営 企 業 管 理 規 程

金沢市ガス供給に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成19年12月19日

金沢市公営企業管理者 古 田 秀 一

●金沢市公営企業管理規程第17号

金沢市ガス供給に関する規程の一部を改正する規程

金沢市ガス供給に関する規程（昭和60年公営企業管理規程第 5 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中「打木町（東の部に限る。）」を「打木町（東の部に限る。） 下安原町（東1076番地 3、東1127番地、東1283番地、東1458番地から東1460番地 1 まで、東1461番地から東1494番地まで及び東1552番地から東1570番地までに限る。）」に改める。

附 則

この規程は、平成20年1月1日から施行する。

平成19年(2007年)12月19日 印刷

発行人

金 沢 市

平成19年(2007年)12月19日 発行

発行所

金 沢 市 役 所

定価 120円

印刷所 石川県金沢市黒田 1 丁目65番地

カネモト印刷(株)